

長子支第241号

平成25年8月1日

(協) 日本接骨師会会員
長崎日接会
会長 川口 陸郎 様

長崎市市民局こども部
子育て支援課長

乳幼児医療助成「柔道整復師対象」について (回答)

平成25年7月18日付けで照会のありました、乳幼児福祉医療における柔道整復師医療受診時の取扱いと、現物給付化にかかる今後の取組について回答します。

ご承知のとおり、現在、長崎市の乳幼児福祉医療費の助成は、医科・歯科・調剤薬局を現物給付の対象としており、柔道整復師医療は償還払いでの対応となっております。

現在の医科・歯科・調剤薬局における医療費請求事務の流れとしては、診療報酬の請求にかかるシステム(医療機関 → 審査支払機関 → 保険者)が一元化して管理されており、レセプト(診療報酬請求書)に公費負担医療にかかる情報を併記することで、公費負担医療の審査から医療費請求、対象者データの受け渡し、支払い処理までを審査支払機関が一括して行うことが出来るため、現物給付制度を実施することが可能となっております。

一方、柔道整復師医療における療養費の請求方式は、一括した療養費請求のシステムや、介在する審査支払機関が存在しないため、柔道整復師の団体もしくは、柔道整復師ごと個別に保険者への請求手続きを行っており、これに乳幼児福祉医療を含めた公費負担医療の請求を行うことは、現行の請求方式下では困難であると判断し、受給者の皆様には償還払いでの対応をお願いしているところです。

照会のありました乳幼児福祉医療費の現物給付は長崎県下で同様に行っている制度であり、市民のニーズに応じたより良い制度の在り方について、県と市町で構成する長崎県福祉医療制度検討協議会において、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

〒850-8685

長崎市桜町6番3号

長崎市市民局こども部子育て支援課

福祉医療担当 佐々野

電話 095-829-1270

25島こども第133号

平成25年 8月 1日

(協) 日本接骨師会会員
長崎日接会
会長 川口 陸郎 様

島原市こども支援グループ長
(公 印 省 略)

乳幼児医療助成「柔道整復師対象」について (回答)

平成25年7月18日付で照会がありました標記の件につきまして、
下記のとおり、ご回答申し上げます。

記

本市の乳幼児福祉医療の助成は、現在、現物給付方式と償還払い方式により実施しているところではありますが、対象者すべてにおいて、受診時の負担を軽減することは、子育て支援の推進を図る上でも、大変望ましいことと思っております。

しかしながら、本制度は長崎県下で同様に行っている制度であり、他市の動向等も考慮する必要があり、現時点では、施術療養費の現物給付扱いについては、難しいと考えております。

今後は、市民のニーズに応じたより良い制度の在り方について、長崎県福祉医療制度検討協議会の中で、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。